

## 3つのステップで考える相続・贈与対策 ～家族の構成別対策～ その2

3つのステップで考える相続・贈与対策で、今回は、家族の構成別対策について解説します。

国税庁の統計資料によると、相続人の数は約2.5人となっています。被相続人を加えて判定すると家族は3人～4人が標準家族と考えられます。

### 1. 親子（標準的な家族構成）の場合

親子が相続人となる標準的な家族構成の場合、子が1人か、複数かによって対策は異なります。子が1人の場合には、父→母の順序で死亡すると仮定したときには、母と子の仲が悪くない限り相続争いは生じません。しかし、子が複数いる場合には、遺産分割協議が紛糾する可能性が考えられます。

遺言書で誰に何を相続させるのか明確にしておくことが肝要です。

### 2. 夫婦のみ（おひとり様予備軍）の場合

子のいない夫婦で、兄弟姉妹が相続人となる場合には、兄弟姉妹には遺留分がないことから、遺言書で配偶者に相続させるとしておけば遺言者の希望どおり遺産を相続させることができます。

その場合、夫婦は互いに遺言書を残しておかなければなりません。そして、どちらか先に亡くなることに備えて、補充遺贈も欠かせません。さらに、夫の遺産が妻に相続された場合でも夫の親から相続した不動産は夫の血族に相続させたいと考えるときは、妻の遺言書のその旨記載してもらっておくか、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」を活用するなどの方法も検討しておく必要があります。居住用不動産の場合には、配偶者に「配偶者居住権」を取得させ、負担付不動産を自分の子に相続させる方法も選択肢の一つです。配偶者居住権は配偶者が終身無償でそこに住み続けることができます。しかし、配偶者居住権は他に譲渡することができないし、配偶者が死亡するとその権利は消滅するとされています。

### 3. 生涯独身（おひとり様）の人の場合

国税庁の相続税の申告件数でみると、法定相続人の数が「0人」の場合の申告件数は、平成21年には354件であったのが、平成30年には608件と増加し、年々増加傾向にあります。

法定相続人が「0人」で相続税の申告が必要な場合とは、相続人がいない場合で、①特別縁故者への財産分与があったとき、②遺言書による遺贈があったとき、③信託によるみなし遺贈があったとき、④生命保険金の受取人であったとき、などが考えられます。

また、最高裁判所の司法統計年報によると、相続人が不分明（※）の場合に、相続財産管理人選任等について、利害関係者が家庭裁判所に申し立てた件数も毎年2万件を超えています。

（※）相続人不分明とは、相続人が不存在だけでなく、法定相続人全員が相続の放棄をした場合などが該当します。

#### ● 相続財産管理人選任等の件数

年間死亡者数 ①	相続財産管理人選任等 ② (相続人不分明)		相続人不分明の割合 ②÷①
	年度	件数	
1,273,004人	平成26年度	18,447件	0.0145%
1,290,444人	平成27年度	18,615件	0.0144%
1,307,748人	平成28年度	19,810件	0.0151%
1,340,567人	平成29年度	21,130件	0.0158%
1,362,470人	平成30年度	21,121件	0.0155%
1,381,098人	令和元年度	21,751件	0.0157%

（出典：厚生労働省「人口動態統計」、最高裁判所「第9表：司法統計年報（家事編）」）

おひとり様の相続対策では、①見守り契約、②財産管理等委任契約、③信託、④任意後見契約、⑤遺言書の作成、⑥死後事務委任契約が必要とされています。そのうち、見守り契約と任意後見契約、遺言書の作成と死後事務委任契約が必須のものと思われます。また、必要に応じて信託による財産管理も組み合わせていくことで、本人が望まれる相続が実現できます。

（文責：山本和義）